

# 後期高齢者医療制度のお知らせ ～高額介護合算療養費及び医療費通知について～

## ■ 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

○ 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○ 支給額が500円以下の場合は支給されません。

## ◇ 自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分	平成30年8月～
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】 212万円
		【課税所得380万円以上】 141万円
		【課税所得145万円以上】 67万円
1割	一般	56万円
	住民税非課税世帯	区分I（※1） 19万円
		区分II（※2） 31万円

※1 世帯全員が住民税非課税で、区分Iに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

## ■ 医療費通知を全受診者へ送付しています

広域連合では、被保険者の皆様が医療機関等で受診した医療費総額などについて、「医療費通知」でお知らせします。発送月は、9月下旬と3月上旬の年2回です。

### 【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
平成30年1月	○○病院	医科外来	1	18,000	1,800			
平成30年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
平成30年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
合計					230,000	23,000	11,490	5,400

※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

※この通知は医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

## ◇ 医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いないか確認しましょう。

### 【お問い合わせ先】

○ 北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

☎ 011-290-5601

○ 蘭越町住民福祉課 医療給付係

☎ 0136-57-5111 (内線253)

# 2月7日は北方領土の日

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還の実現については、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

北方領土問題解決のため、これまで日露両国間では精力的な外交交渉が続けられておりましたが、現在なお領土返還への具体的な道筋は見えないままとなっています。

国の外交交渉を積極的に後押しし、さらなる道民世論の結集を図るために、「日露通好条約」署名の日（1855年2月7日）を記念して、昭和56年1月6日の閣議において定められた2月7日の「北方領土の日」を中心に、北海道独自の取組として「北方領土の日特別啓発期間」を定め、道、市町村及び関係機関が連携し、一層強力に北方領土の啓発活動を展開します。

■特別啓発期間 平成31年1月21日（月）～2月20日（水）

■お問い合わせ 北方領土復帰期成同盟後志地方支部

☎ 0136-22-0216

◆歯舞群島

平成30年度北方領土に関する標語・キャッチコピー最優秀賞作品

「**返還へ 世代を超えて つなぐ声**」

## 町営温泉誕生日無料入浴事業

蘭越町では、誕生日を迎えた町民の皆様に、福祉の向上と健康増進を図ることを目的に、町営温泉を無料でご利用いただく事業を行っています。

対象となる方：蘭越町に住民登録されている方  
(※ご本人に限ります)

対象期間：誕生月1ヶ月間

利用できる回数：期間中1回

利用できる温泉：幽泉閣、雪秩父

ご利用方法：フロントに「生年月日と氏名」をお申し出ください。



### 【お問い合わせ先】

蘭越町 住民福祉課 福祉係

☎ 0136-57-5111 (内線 234)